

杉並区ケアプランデータ連携システム導入経費補助金 Q & A

(R7.11.1)

No	質問	回答
1	ケアプランデータ連携システムとは	これまで居宅介護支援事業者と介護サービス事業者間でFAXや郵送で行っていたケアプラン等のやりとりをデータ連携により行うシステムです。システムの導入により、人件費の削減や転記ミスの解消が見込まれ、コスト削減や業務効率化につながります。
2	補助金の対象となるものは	ケアプランデータ連携システムの利用を開始し、令和7年4月1日以降にケアプランデータ連携システムを利用するために使用した介護ソフトの経費が補助金の対象となります。ただし消費税は除き、1事業所10万円までを上限とします。
3	補助金の対象となる介護ソフトの経費とは	ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフトの利用料、購入費、リース料、保守・サポート費、データ移行転送料、更新料、必要なシステム改修等に関する経費が対象となります。
4	PC等の情報端末の購入代金については対象となるか。	対象となりません。
5	ケアプランデータ連携システムの費用については補助の対象か	杉並区では補助対象としていませんが、厚生労働省と公益社団法人国民健康保険中央会の共通サイトで、令和8年5月31日までケアプランデータ連携システムのすべての機能を1年間無料でご利用できる期間限定のフリープランキャンペーンをご活用ください (詳細はケアプランデータ連携システムヘルプデスクサイト https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html もしくはTEL 0120-584-708でご確認ください)。
6	国や都など他の制度や補助金との併用は認められるのか。	国要綱の5事業実施にあたっての留意事項に、『地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。』と規定されており、他の補助金等を受けている経費については本事業の補助対象となりません。

7	管内介護事業所（グループ）において、都の次世代介護機器導入促進支援事業及びデジタル機器導入促進支援事業を活用し、都からの助成を受けていた経費を申請することは可能か。	当該経費分においては、次世代介護機器導入促進支援事業及びデジタル機器導入促進支援事業等、都の他事業との併用は認められません。
8	本事業で補助対象となる介護事業所のサービス種別を教えてください。	別紙「資料1」を参照してください。
9	介護ソフトのサービス利用料の支払いについては、「1年契約」「5年契約」で一括支払いするケースがある。10月に介護ソフトの利用を開始した場合、10月からの6か月分のみ按分して計上可能ということになるか、それとも1年・5年の一括支払い経費全部を計上してもよいのか。	複数年分をまとめて契約し支払った場合、今年度発生した経費であれば、上限を超えない限り一括払い分をすべて計上して問題ありません。
10	ケアプランデータ連携システムに対応していない介護ソフトから対応している介護ソフトに乗り換える場合、今契約している（ケアプランデータ連携システムに対応していない）介護ソフトの解約金が発生する。解約金を対象とすることは可能か。	本事業の主旨としてはケアプランデータ連携システムの導入に係る経費を補助するものとなりますので、解約金は対象外です。
11	ケアプランデータ連携システムに対応している介護ソフトを使用しているが、より使い勝手のよいと噂の介護ソフトにのりかえたい場合でも補助の対象となるのか	介護ソフトを変更しても、ケアプランデータ連携システムを導入していることがわかれば差し支えありません。
12	施設ごとに申請するのか	申請者は事業所を運営する法人となります。複数の事業所分を申請する場合、法人でとりまとめて申請してください。

13	補助金はいくらなのか	1事業所あたり10万円を上限として、申請年度に負担した消費税を除いた介護ソフトの経費実費分を補助します（法人申請合計額は千円未満を切り捨てた額となります）。 なお、複数の事業所分を申請する場合は、法人で取りまとめて申請を行ってください。 例① A事業所 120,000円（税抜き）の介護ソフト費と、B事業所 81,500円（税抜き）の介護ソフト費の場合・・・法人申請額 181,000円 例② A事業所 79,800円（税抜き）の介護ソフト費と、B事業所 52,500円（税抜き）の介護ソフト費の場合・・・法人申請額 132,000円
14	補助の対象となる施設は	申請日時点において、杉並区内に所在する介護サービスを提供する事業所のうち、ケアプランデータ連携システムによるデータ連携の対象となっている事業者（法人）が補助の対象となります。データ連携の対象は下記資料1の助成の対象となるサービス種類」をご確認ください。
15	事業所番号が異なれば、必ず各事業所分申請ができるのか	同一施設内で同一の情報端末を共有して使用している場合は、事業所番号が異なっても1サービスのみが助成の対象となります。
16	申請は何回でもできるのか	補助金の交付は同一年度内にて1事業所につき1回とします。
17	他の補助金と併給申請できるのか	この補助金と支援内容が重複する他の補助金や助成金等の交付を一部でも受けている場合は、受付ていません。
18	ケアプランデータ連携システムを利用するためにパソコンを購入し直したが、補助の対象となるか。	パソコンの購入費やリース料等は、ケアプランデータ連携システムを利用するためであっても補助の対象とはなりません。

19	クレジットカード（又は金融機関振込）で支払ったため領収書がない領収書が提出できない場合はどうすればよいか	【クレジットカードで支払った場合】 下記①～③をすべて提出 ① クレジットカードの利用明細の写し（該当箇所以外を黒塗り可） ② 決済口座の通帳の該当部分のコピー ③ 決済口座の名義がわかる部分のコピー ※クレジットカードの名義及びクレジットカードの決済口座が補助事業者の名義（法人名義）である場合に限る 【銀行振込の場合】 振込が証明できる資料を提出（振込明細書、通帳のコピー、インターネットバンキングの取引履歴画面の写しなど）
20	領収書にはどんな内容の記載が必要か	① 「領収書」の表題 ② 宛名（申請者と一致していること） ③ 領収金額 ④ 領収の内訳（例：介護ソフト代〇〇〇〇〇円消費税〇〇〇〇円） ⑤ 領収者の住所・名称
21	領収書に補助対象外のものが含まれている場合は	請求書など、補助対象となるものについて個別の金額が確認できる資料を提出してください。
22	ポイントやクーポン券、商品券で支払った場合は補助の対象となるか	各種ポイントやクーポン券、商品券等で支払った部分は補助の対象となりませんので、助成対象経費から控除してください。
23	ケアプランデータ連携システムを導入したことがわかる資料は何を提出すればいいか	下記資料2に掲載の利用申請完了画面かログイン後の画面の写しなどを提出してください。

24	システムに関する問い合わせ先は 公益社団法人国民健康保険中央会が用意する下記URLのヘルプデスクサポートサイトをご活用ください。ヘルプデスクサポートサイトでは、お申込み・お問い合わせ等に関する各種情報を、利用者様向けに提供しています。	https://www.careplan-renkei-support.jp/
25	対応している介護ソフトを知りたい	ご参考として、公益社団法人 国民健康保険中央会のホームページにベンダ試験関連に掲載があります。 https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/